○江津市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱

平成30年３月１日

教委告示第11号

　（趣旨）

第１条　江津市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対応検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（設置）

第２条　江津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立の小学校及び中学校における学校給食に係る食物アレルギー（以下「食物アレルギー」という。）の対応を検討するため、検討委員会を設置する。

　（所掌事務）

第３条　検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(１)　食物アレルギーを発症する児童生徒の把握に関すること。

(２)　食物アレルギーを発症する児童生徒に対する学校給食の適切な　対応方針に関すること。

(３)　前２号に掲げるもののほか食物アレルギーの対応に関すること。

　（組織）

第４条　検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱、又は任命する。

(１)　学校医

(２)　小、中学校の校長

(３)　養護教諭

(４)　栄養教諭

(５)　学校給食センター所長

(６)　その他教育長が必要と認める者

　（任期）

第５条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（会長及び副会長）

第６条　検討委員会に会長及び副会長を置き、会長は、教育長をもって充てる。副会長は、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、委員を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

　（会議）

第７条　検討委員会の会議は、会長が招集し、議長は会長が当たる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（事務局）

第８条　会議の事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

　（その他）

第９条　この告示に定める者のほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

２　検討委員会の委員は、検討委員会において知り得た個人情報を、検討委員会の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

　　　附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。